

交野市立地適正化計画策定に伴う GIS 更新業務委託

特記仕様書

交野市

第1章 総則

第1条 (適用)

本特記仕様書は、「交野市立地適正化計画策定に伴うGIS更新業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書および設計業務等共通仕様書（最新版）」を準用するものとする。

（共通仕様書等は下記ホームページアドレスからダウンロードできます。）

https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/gyoumu_hikkei.html

第2条 (目的)

本業務は、交野市窓口システムおよび交野市GIS（統合型および公開型）に令和8年5月公表を予定している立地適正化計画の居住誘導区域及び都市機能誘導区域等のデジタルデータをセットアップすることを目的とする。

第3条 (業務の期間)

本業務の期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

第4条 (準拠する関係法令等)

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記の関係法令によるものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム：JISQ27001）認証基準
- (3) 地理空間情報活用推進基本法（H19.5.30 法律第63号）
- (4) 交野市財務規則
- (5) その他関係法令及び諸法規等

第5条 (秘密の遵守)

- 1 本業務において、受注者は業務上知り得た秘密を何人にも洩らしてはならない。
- 2 JISQ27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を本業務の作業拠点で取得した者で、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理を実施できる者でなければならない。

第6条 (疑義)

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、監督員と受注者において協議の上、監督員の指示に従い、業務を遂行するものとする。

監督員において、必要と認めるときには、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について委託契約書や仕様書に明記されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。尚、変更等による必要な期間は別に定めるものとする。

第2章 業務内容

第7条 (計画準備・資料収集整理)

受注者は、発注者が貸与する資料等を収集し、効率よく後続作業が実施できるよう整理を行い、紛失や破損には十分注意するよう心がけるものとする。

また、業務の着手に先立ち、業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を基に、業務の趣旨、目的等を十分に理解した上で、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し実施計画を立案するものとする。

第8条 (打合せ協議)

打合せ協議は、着手時に行うものとする。また、発注者または受注者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。

第9条 (データ更新【立地適正化計画】)

受注者は、発注者が貸与する立地適正化計画データ (Shape形式：S=1/2, 500) をもとに、発注者が指示した箇所のデータ更新を行うものとする。

(1) 図形情報および属性情報を入力するものとする。

①図形情報：交野市基盤地図データ (S=1/2, 500) を背景図とし図形 (ポリゴン) の登録及び修正を行うものとする。

②属性情報：居住誘導区域および都市機能誘導区域等を登録するものとする。

(2) 更新する立地適正化計画データは、Shape形式で作成するものとする。

(3) 立地適正化計画の公表時期 (令和8年5月予定) まで周知文等を窓口システム等に掲載するものとする。

第10条 (納品検査)

プリンター等の機器により居住誘導区域および都市機能誘導区域等を出力し検査するものとする。図面表示内容等について、誤りがないか、発注者の確認を受けるものとする。ここで誤りがあれば、修正を行うものとする。

第11条 (システムセットアップ)

1 窓口システムに立地適正化計画の居住誘導区域及び都市機能誘導区域等のデジタルデータをセットアップするものとする。

2 交野市GIS (統合型および公開型) に立地適正化計画の居住誘導区域及び都市機能誘導区域等のデジタルデータをセットアップするものとする。

第12条 (成果品)

本業務における成果品は次のとおりとする。

(1) 立地適正化計画データ (Shape形式) 1式